

平成25年西尾市監査委員公表第17号

平成25年3月13日及び同年同月14日付けの西尾市職員措置請求に係る同年4月30日の勧告に基づく措置状況の通知が、西尾市長から同年5月30日付けであったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、これを公表する。

平成25年5月30日

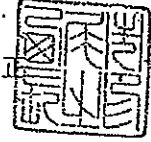
西尾市監査委員 手嶋英夫



西消総第28-4号
平成25年 5月30日

西尾市監査委員 手嶋英夫様

西尾市長 榊原康



住民監査請求に係る勧告に基づく措置状況について (通知)

平成25年4月30日付け西監第135・137号の勧告については、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第242条第9項の規定により通知します。

記

1 勧告内容

平成24年3月19日に消防団員へ支給した報酬のうち、活動実績が確認できなかった14人分の報酬金192,500円について、西尾市へ返還するよう求めることを勧告する。

2 措置内容

この度の勧告を受け、消防団員へ支給した報酬について以下の措置を行った。

平成23年度の活動実績が確認できなかった消防団員14人(別添参照)に対し、支給した報酬(源泉徴収分を除いた額)の自主返還請求を実施し、請求した消防団員全員が自主返還に応じたため請求金額全額を西尾市に返還した。

また、源泉徴収分の返還については、西尾市により手続き中である。

3 その他

住民監査請求に係る監査結果につきましては真摯に受止め、今後の消防団事務の適正な処理に反映させていただきます。

(連絡先 消防本部総務課消防担当 岩瀬^{たけひこ}長彦 電話 56-6250 内線211)



別添

返還該当者及び返還金額

平成23年度 第4四半期分

単位:円

番号	回	分回	氏名	住所	第4期分報酬	源泉徴収額	第4期分支給額	返還金額
1	吉良	第1分回			13,750	52	13,698	13,698
吉良1分回計			1人		13,750	52	13,698	13,698
2	吉良	第2分回			13,750	52	13,698	13,698
吉良2分回計			1人		13,750	52	13,698	13,698
3	吉良	第3分回			13,750	52	13,698	13,698
4	吉良	第3分回			13,750	52	13,698	13,698
吉良3分回計			2人		27,500	104	27,396	27,396
吉良団計			4人		55,000	208	54,792	54,792
5	幡豆	第1分回			13,750	52	13,698	13,698
6	幡豆	第1分回			13,750	52	13,698	13,698
7	幡豆	第1分回			13,750	52	13,698	13,698
8	幡豆	第1分回			13,750	52	13,698	13,698
9	幡豆	第1分回			13,750	52	13,698	13,698
幡豆1分回計			5人		68,750	260	68,490	68,490
10	幡豆	第2分回			13,750	52	13,698	13,698
11	幡豆	第2分回			13,750	52	13,698	13,698
12	幡豆	第2分回			13,750	52	13,698	13,698
13	幡豆	第2分回			13,750	52	13,698	13,698
14	幡豆	第2分回			13,750	52	13,698	13,698
幡豆2分回計			5人		68,750	260	68,490	68,490
幡豆団計			10人		137,500	520	136,980	136,980
合計			14人		192,500	728	191,772	191,772

国税庁の基本通達 源泉徴収額:法第28条(給与所得)関係

(非常勤の消防団員が支給を受ける各種の手当等)

28-9 消防組織法第18条(消防団)の規定に基づき市町村に設置された消防団に勤務する非常勤の消防団員が当該市町村から支給を受ける各種の手当等については、次による。

(1) 当該非常勤の消防団員が、消防、水防等のために出勤した場合に支給を受ける出勤手当、警戒手当、訓練手当等で、その者の出勤の回数に応じて支給されるもの(以下この項において「出勤手当等」という。)については、28-8の「その職務を行うために要した費用の弁償」に該当するものとして差し支えない。

(2) 当該非常勤の消防団員が、その者の出勤の回数に関係なくあらかじめ定められている年額、月額等によって支給を受ける報酬については、その年中の支給額が5万円以下であるものに限り、課税しなくて差し支えない。

※ 下線部の解釈により、報酬額から5万円を減じた額に3%を乗じて得た額を源泉徴収したものである。